

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

放送大学学園行動計画

全ての職員が男女を問わずその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

令和2年4月1日から令和7年3月31日の5年間

2. 内容

目標1 子育て支援策等に関する諸制度の周知徹底

<対策>

- 利用可能な子育て支援策に関する制度等について、ポータルサイト等への掲載、採用時や研修等の機会を通じ職員に積極的に周知する。

目標2 育児休業を取得しやすい環境の整備等

<対策>

- 管理職員等に対し、仕事と子育ての両立についての啓発を図るとともに、職場優先の環境、固定的な性別役割分担意識の是正などについての意識改革を図る。

目標3 時間外勤務の縮減

<対策>

- ① 業務効率化等の取組を推進することにより時間外勤務の縮減を図る。
- ② 週に1日を各課室の定時退勤日、さらにもう1日を全体の定時退勤日とし、早期での退勤を促す。
- ③ 管理職員は、日頃から業務の改善や職員の健康管理への配慮等に心がけ、職員の業務遂行が円滑かつ効率的に実施されるよう必要に応じ指導、助言を行うなど時間外勤務が必要最小限となるよう努める。

目標4 多様な労働環境の整備

<対策>

- ① 休暇を取得しやすい環境とするため、職員に「休暇等計画表」を配布し、連続休暇の取得等を働きかける等により、年次有給休暇等の取得促進を図る。
- ② リモートワークなど多様な労働環境について検討・推進する。